

島田市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

(目的)

第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即して、法第7条に規定する事項に関し、次に掲げる職員（非常勤職員及び臨時職員を含む。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(1) 島田市職員（島田市水道事業職員及び島田市病院事業職員を含む。）

(2) 島田市教育委員会事務局の職員

(3) 島田市が設置する教育機関の職員（前号の職員を除く。）

(不当な差別的取扱いの禁止)

第2条 前条に掲げる職員（以下「職員」という。）は、その事務又は事業を行うに当たり、障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害をいう。以下同じ。）を理由として、障害者（障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下同じ。）を障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 不当な差別的取扱いの禁止に際し職員が留意すべき事項は、別に定める。

(合理的配慮の提供)

第3条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状況に応じ、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。

2 合理的配慮の提供に際し職員が留意すべき事項は、別に定める。

(管理者の責務)

第4条 職員のうち、課長相当職以上の地位にある者（第1条第3号の職員にあつては校長。以下「管理者」という。）は、前2条に掲げる事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次に掲げる事項を実施しなければならない。

(1) 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、管理する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。

(2) 障害者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。

(3) 合理的配慮の提供の必要性が確認された場合、管理する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 管理者は、障害を理由とする差別の解消に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(相談体制の整備)

第5条 職員による障害を理由とする差別に関し、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、次に掲げる部署に相談窓口を置く。

- (1) 行政経営部人事課
- (2) 教育部学校教育課
- (3) 市立島田市民病院事務部病院総務課

2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。

3 第1項の相談窓口に寄せられた相談等は、健康福祉部福祉課に集約し、相談者及び職員のプライバシーに配慮しつつ、関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。

4 健康福祉部福祉課は、職員が適切に対応できるようにするため、行政経営部人事課、事務部病院総務課及び教育部学校教育課と連携して、職員からの相談に応じるものとする。

(研修及び啓発)

第6条 市は、障害を理由とする差別の解消を図るため、職員に対し必要な研修及び啓発を行うものとする。

2 新たに職員となった者に対しては、障害を理由とする差別の解消に関する基本的事項について理解させるための研修を実施する。

3 新たに管理者となった者に対しては、法の概要や障害を理由とする差別の解消等に関し、管理者として求められる役割について理解させるための研修を実施する。

附 則

この要領は、平成28年12月3日から施行する。